

		期限日				提出先
		償還月	2～10月	11月	12月	
申出 (※1)	京都市内の所属所・府立学校	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部長
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所長（各教育局長）
繰上償還金の納付期限（※2）		20日	11月13日	12月13日	1月20日	

※1 繰上償還申出書提出期限日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日が期限日となります。

※2 繰上償還金の納付期限が金融機関休業日の場合は、その直前の営業日が期限日となります。

繰上償還月の上旬に振込通知書を送付しますので、それにより納付期限までに振り込んでいただきます。